

■議案第79号 四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

在宅介護手当は、重度の要介護者を介護している者を激励しその労に報いるとともに、在宅福祉の推進を図ることを目的として支給しています。

急速な高齢社会の進展に伴い、本町でも認知症高齢者は増加傾向にありますが、認知症高齢者は身体状態が保たれている場合には、在宅介護手当の支給条件である「要介護3」と認定されることは、ごく僅かとなっています。

しかし、このような場合においても、介護者にとっては要介護者の行動から目が離せないなど大きな負担となることが多く、本条例の目的を達成するためには、在宅介護手当の支給条件を、要介護2の認知症高齢者まで拡大させることが必要です。

また、現在は、重度の要介護者が長期入院した際は受給資格が喪失するため、支給の再開には3か月間の在宅生活の後、再度の調査が必要となっていますが、新たに受給資格の一時停止措置を設けることにより、重度の介護者が在宅に戻った際には、申請により速やかに支給を再開できるよう改正を行うものです。

【要支援・要介護認定者数等の状況】

認定者数（令和元年10月末）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
225	198	269	268	160	226	198	1,544

居宅介護サービス受給者数（令和元年10月実績）

要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
192	84	66	22	364

在宅介護手当受給者数（令和元年10月実績）

要介護3	要介護4	要介護5	計
23	28	10	61

【主な改正内容】

- ① 支給対象となる要介護状態区分を「要介護3」から「要介護2」に改めます。
- ② 医療機関、福祉施設等への要介護者の一時的な入院又は入所の場合は、受給資格は喪失しないものとします。

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「重度の要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定を受けた者のうち、要介護状態区分が<u>要介護2</u>から要介護5に該当する者であって、かつ、寝たきりの状態である者<u>若しくは</u>日常生活に支障をきたすような認知症の症状がある者で、介護が必要な状態であると認められる者とし、規則で定める者をいう。 (資格喪失) 第8条 手当の支給を受けている者が、次のいずれかに該当する場合には、受給資格は喪失する。 (1) 介護の必要がなくなったとき<u>(医療機関、福祉施設等への要介護者の一時的な入院又は入所による場合を除く。)</u>。 (2) 本人が辞退したとき。 (3) 町長が支給することが適当でないと認めたとき。	(定義) 第2条 この条例において「重度の要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定を受けた者のうち、要介護状態区分が<u>要介護3</u>から要介護5に該当する者であって、かつ、寝たきりの状態である者<u>もしくは</u>日常生活に支障をきたすような認知症の症状がある者で、介護が必要な状態であると認められる者とし、規則で定める者をいう。 (資格喪失) 第8条 手当の支給を受けている者が、次のいずれかに該当する場合には、受給資格は喪失する。 (1) 介護の必要がなくなったとき。 (2) 本人が辞退したとき。 (3) 町長が支給することが適当でないと認めたとき。